

令和7年度 7月定期試験（筆記）日割表

1. 筆記試験の日程

【試験開始期日】 令和7年7月1日

【試験申請受付期間】 令和7年5月27日～令和7年6月16日（但し、口述のみは6月30日まで）

月 日（曜 日）	試 験 種 別	午 前〔 0 8 : 4 5 集 合 〕			午 後〔 1 3 : 1 5 集 合 〕				
		試 験 科 目	問 題 数 - 時 間		試 験 科 目	問 題 数 - 時 間			
7 月 1 日（火）	一級～三級（電通）	身体検査 08：50 開始予定	航海一般	7	—	2.5			
	四 級（電 通）		航海一般	5	—	1.5			
	一 級（通 信）		航海一般	7	—	2.5			
	二級～三級（通信）		航海一般	5	—	1.5			
	六 級（航 海）				身体検査 13:20 開始予定	法規：20-1.5		航海：15-1.0	運用：15-1.0
	六 級（機 関）					機の1:22-1.5		機の2:15-1.0	執務：13-1.0
7 月 2 日（水）	五 級（航 海）	航 海	4	—	2.5	法 規	3	—	2.0
	四 級（機 関）	機 の 1	5（4）	—	2.5	執務一般	2—1.5	機 の 3	2—1.5
7 月 3 日（木）	五 級（航 海）	運 用	4	—	2.5				
	四 級（機 関）	機 の 2	3	—	2.0				
7 月 7 日（月）	四 級（航 海）	航 海	4	—	2.5	法 規	3	—	2.0
	五 級（機 関）	機 の 1	5（4）	—	2.5	執務一般	2—1.5	機 の 3	2—1.5
7 月 8 日（火）	四 級（航 海）	運 用	4	—	2.5				
	五 級（機 関）	機 の 2	3	—	2.0				
7 月 9 日（水）	三 級（航 海）	航 海	4	—	3.0	法 規	3	—	2.5
	三 級（機 関）	機 の 1	5（4）	—	3.0	執務一般	2—1.5	機 の 3	2—1.5
7 月 10 日（木）	三 級（航 海）	運 用	4	—	3.0				
	三 級（機 関）	機 の 2	4	—	3.0				
7 月 14 日（月）	二 級（航 海）	航 海	5	—	3.0	法 規	3	—	2.5
	二 級（機 関）	機 の 1	5（4）	—	3.0	執 務 一 般	4	—	3.0
7 月 15 日（火）	二 級（航 海）	運 用	5	—	3.0	英 語	2	—	2.0
	二 級（機 関）	機 の 2	4	—	3.0	機 の 3	3	—	2.5
7 月 17 日（木）	一 級（航 海）	航 海	5	—	3.0	法 規	3	—	2.5
	一 級（機 関）	機 の 1	5	—	3.0	執 務 一 般	4	—	3.0
7 月 18 日（金）	一 級（航 海）	運 用	5	—	3.0	英 語	2	—	2.0
	一 級（機 関）	機 の 2	4	—	3.0	機 の 3	3	—	2.5
7 月 22 日（火）	船橋当直三級	航 海	4	—	3.0	法 規	3	—	2.5
7 月 23 日（水）	船橋当直三級	運 用	4	—	3.0				
7 月 24 日（木）	機関当直三級	機 の 1	5	—	3.0				
7 月 25 日（金）	機関当直三級	機 の 2	4	—	3.0				

【備考】

- ・「一～五級（航海）」及び「一～五級（機関）」受験者の身体検査については、口述試験の開始直前に行う。
- ・筆記試験は、午前は09：00から、午後は13：30から開始する。
- ・「（電通）」、「（通信）」及び「六級（航海）」、「六級（機関）」の筆記試験は、身体検査終了後に開始する。
- ・「三～五級（機関）」の「機関（その3）」については、「執務一般」終了後15：10から開始する（15：00から入場可）。
- ・「機関（その1）」の問題数（ ）内は、「内燃機関二～五級（機関）」の問題数である。
- ・「試験種別」欄の「電通」とは、「電子通信」のことをいう。

受験が困難となる場合や、その他ご不明な点がある場合は、以下の連絡先へお問い合わせください。

北海道運輸局海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 TEL 011-290-2772

2. 口述試験の日割表

※受験者ごとの口述試験の実施日は、各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示します。（発表日は2ページ目、7. を参照）

	月 日	曜 日	試験の種別	
第 1 日	7月28日	月	六級海技士（航海） 五級海技士（航海）	六級海技士（機関） 五級海技士（機関）
第 2 日	7月29日	火	五級海技士（航海） 四級海技士（航海）	五級海技士（機関） 四級海技士（機関）
第 3 日	7月30日	水	四級海技士（航海） 三級海技士（航海）	四級海技士（機関） 三級海技士（機関）
第 4 日	7月31日	木	四級海技士（航海） 三級海技士（航海）	四級海技士（機関） 三級海技士（機関）
第 5 日	8月1日	金	三級海技士（航海） 二級海技士（航海）	三級海技士（機関） 二級海技士（機関）
第 6 日	8月4日	月	二級海技士（航海） 一級海技士（航海）	二級海技士（機関） 一級海技士（機関）
第 7 日	8月5日	火	一級海技士（航海）	一級海技士（機関）

注 1. 試験は、午前は9時00分から、午後は13時30分から開始する。

ただし、受験者数により、別途開始時刻を指定することがある。

試験開始時刻の20分前には海技試験場に入室すること。

2. 身体検査は、口述試験の開始直前に行います。

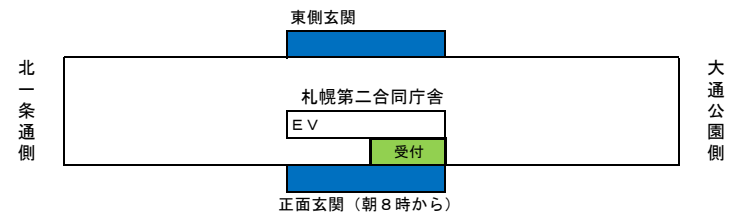
3. 船橋当直三級海技士（航海）試験は三級海技士（航海）に、
機関当直三級海技士（機関）試験は三級海技士（機関）に、それぞれ含まれる。

4. 受験者数が予定より増加し、日割どおり実施できない場合は日割を変更し、
口述試験申請書受付終了後にあらためて日割表を掲示します。

5. 受験者ごとの口述試験の実施日は、従来どおり各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示する。

3. 試験会場

札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 8階海技試験場（エレベーターを8階で降りて左手直進）
（札幌市営地下鉄東西線 西11丁目駅4番出口より北側に向かって徒歩3分）



◇受験者は入館する際に1F庁舎玄関受付で必ず受験票を提示してください。受験票の提示により入館手続きが省略されます。
入館時に入館証を渡されますので、入館中は必ず身につけるようにしてください。入館証は帰りに受付に返還してください。

なお、海技試験場は朝8時に開放します。

◇札幌第二合同庁舎の駐車場は収容台数が少ないため、自家用車での来庁はご遠慮願います（公共交通機関をご利用ください）。

4. 試験に持参するもの

◇受験票と筆記用具

◇筆記試験の際に持ち込みが認められるもの

・計算機（プログラム機能付きは不可）、三角定規・デバイダー及びコンパス等、二級機関の「機の3」は製図用具
・「英語」及び「執務一般（一級～二級機関）」の筆記試験の際、持ち込みが認められる図書

（1）和英・英和船舶用語辞典 東京商船大 編（成山堂）
（2）英和海事用語辞典 神戸商船大 編（海文堂）
（3）英和航海用語辞典 四之宮 博 編（成山堂）
（4）海洋航海用語辞典 四之宮 博 編（成山堂）
（5）最新 英和航海用語辞典 櫻井 広喜 編（海文堂（絶版））
（6）最新 船舶機関用語集 田村 正衛 編（海文堂）
（7）英和・和英機関用語辞典 升田 政和 編（成山堂）
（8）和英・英和 総合海事用語辞典 総合海事用語辞典編集委員会 編（海文堂）
（9）英和船舶機関用語辞典 商船高専機関英語研究会 編（海文堂）
※受験者は、英和辞典（コンサイス英和辞典程度のもの）の他に上記九冊の中の一冊を持ち込むことができます。
※電子辞書の持ち込みは認められません。
※海技士（航海）の受験科目「航海」に使用する「天測計算表」は希望者に 貸与します。

◇口述試験の際に持ち込みが認められるもの

（1）海技試験六法（成山堂）
（2）海事六法（海文堂）
※航海科試験のうち、海上交通法規（海上衝突予防法及び同法施行規則、海上交通安全法及び同法施行規則並びに港則法及び同法施行規則）に関する問題には使用できません。

5. 試験の際の注意事項

◇筆記試験については、試験開始後30分間は試験官の許可がなければ試験場から退出することができません。30分経過後試験を終えた受験者は、答案用紙を伏せて静かに退席してください。なお、問題用紙はお持ち帰りいただいて結構です。

◇試験時間中の質問、体調不良、お手洗い等は手を挙げて試験官の指示を受けてください。

◇試験時間中、次のいずれかに該当する行為等があったときは、退場又は処分されることがありますので注意してください。

・試験官の指示に従わないとき ・不正行為があると認められるとき ・受験者の心身が受験に適さないと認めたとき

◇受験申請について、不備事項がある場合は、必ず試験開始25分前までに当課窓口において、補正してください。

補正できない場合は、受験ができませんので、ご注意ください。

◇やむを得ない事情により受験できない場合（欠席）は、事前に当課までご連絡ください。なお、筆記試験において一部の科目に欠席（不成立）があっても、他の科目の受験は有効です。

6. 試験の合格基準

◇筆記試験

（1）全科目を受験した場合

各試験科目について、それぞれ配点総計の50％に達し、かつ、全科目の得点総計が65％に達したものを筆記試験合格とする。

（2）科目免除により、一部の科目について受験した場合

受験した各試験科目について、それぞれが65％に達したものを筆記試験合格とし、一科目でも65％に達しないものがあるときは不合格とする。

（3）科目合格

上記1及び2で不合格となった場合でも、得点が65％に達した科目は合格（科目合格）とする。

◇口述試験

得点の総計が、配点総計の65％に達したものを合格とする。

7. 筆記試験結果及び口述試験日時について

（合格者発表のページはこちら）



試験種別	筆記試験結果発表日	口述試験日時発表日	発表時間
通信及び電子通信	7月9日（水）		13:00
六級（航海・機関）	7月9日（水）	7月9日（水）	13:00
四～五級（航海・機関）	7月16日（水）	7月16日（水）	13:00
三級（航海・機関）	7月18日（金）	7月18日（金）	13:00
二級（航海・機関）	7月23日（水）	7月23日（水）	13:00
一級（航海・機関）	7月28日（月）	7月28日（月）	13:00

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/menkyo/kaigishishiken/index.html>

◇筆記試験結果及び口述試験日時については、船員労働環境・海技資格課（以下、当課）及び北海道運輸局各運輸支局等の窓口に掲示するとともに、北海道運輸局ホームページ（トビックス）でも発表します。発表は受験番号のみとなります。
◇電話での合否の問い合わせ及び口述試験日時については一切お答えしていませんので、必要な受験者は郵便ハガキを用意し、当課に通知依頼してください。

筆記試験結果及び口述試験日時のハガキ記載例等

（ハガキ記載例）

○月定期試験海技士国家試験（筆記試験）の試験結果

○月定期試験海技士国家試験（口述試験）日時の通知希望

試験ID ○○○○○○

受験番号 □□□□

試験の種別 ○級海技士（航海、機関など）

筆記試験結果（筆記試験受験者のみ記載）

受験科目を記載（航海・運用・機1・機2など）

口述試験日時：令和 年 月 日 ○○：○○～

※ハガキ表面に住所、氏名を記載し、63円切手貼り付け（官製ハガキの場合は不要）のうえ、提出。

※通知依頼が遅い場合は、口述試験日時の通知が試験までに間に合わないことがありますので、希望される方は早めにハガキを提出してください。

※試験結果等について、封書での通知を希望される方は、封筒に住所・氏名を記載し、切手を貼り付けのうえ、ハガキ記載例と同様に記載した書面を入れて当課あてに提出してください。

※合格等発表日から3日経過してもハガキが届かない場合は、お手数ですが当課までご連絡下さい。

8. 総合合格発表について

（合格者発表のページはこちら）



試験種別	発表日	発表時間
通信及び電子通信	7月9日（水）	13:00
六級（航海・機関）	7月9日（水）	13:00
一～五級（航海・機関）	8月14日（木）	13:00

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/menkyo/kaigishishiken/index.html>

◇総合合格の発表については、当課及び北海道運輸局各運輸支局等の窓口に掲示するとともに、北海道運輸局ホームページ（トビックス）でも発表します。発表は受験番号のみとなります。なお、電話による合否の問い合わせは一切お答えしていません。

9. 口述試験を希望される方へ

1. 口述試験の合格基準

得点の総計が、配点総計の 65%に達したものを合格とする。

2. 口述試験の日程（日割）について

口述試験実施予定日割は北海道運輸局のホームページに掲載します。

（実施日が確定したものではありません。実施日程の目安です）

口述試験の日程について、受験者数によって予定日を前後する場合があります。

3. 口述試験の受験日を希望する場合

受験者がやむを得ない理由（乗船中等の理由でかつ私的な理由以外）がある場合で受験できる日程を指定しなければならない場合につきましては、事前に以下の連絡先にご相談下さい。（詳細は「4. 理由書の提出」参照）

連絡先：北海道運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 TEL 011-290-2772
FAX 011-290-1022

なお、2. にもありますように受験者数によって予定日を変更できない場合もありますのでご理解下さいますようお願いいたします。

4. 理由書の提出

受験者がやむを得ない理由により、「口述試験の日割表」における試験種別毎の日程の範囲内で受験日を指定する必要がある場合は、受験する試験種別の口述試験日時の発表日（筆記試験合格発表日）の 7 日前までに当課窓口に裏面の理由書を提出してください。（郵送の場合には、口述試験日時の発表日（筆記試験合格発表日）の 7 日前までに必着）

なお、理由書を提出しても、受験者数によっては希望日で受験できない場合がありますのでご承知置き下さい。

※FAXによる提出も認めますが、送信後、必ず海技資格課へ受信確認の電話連絡をお願いします。

理由書記載例

確認者（会社又は船長）
会社名及び職名（船名） ◎◎丸船長
氏名 北海 太郎
連絡先 000-0000-0000

令和○年○月定期口述試験について、下記のとおり試験日時を希望します。

記

受験者氏名及び生年月日

日本 一郎 （平成 2 年 1 月 1 日）

受験種別（該当する受験種別を○で囲む）

航海 1 2 3 4 5 級海技士

機関 1 2 3 4 5 級海技士

内燃機関 1 2 3 4 5 級海技士

希望日：○月×日、○月△日

理由

○月○日まで、◎◎丸に乗船中のため。

理由書

確認者（会社又は船長）

会社名及び職名（船名）

氏名

連絡先

年 月 定期口述試験について、下記のとおり試験日時を希望します。

記

受験者氏名及び生年月日

(年 月 日)

受験種別（該当する受験種別を○で囲む）

航海 1 2 3 4 5 級海技士

機関 1 2 3 4 5 級海技士

内燃機関 1 2 3 4 5 級海技士

希望日：

理由

10. 海技試験提出書類・手数料等の返却について

海技士国家試験で不成立（試験当日に欠席又は試験を途中で放棄すること）又は不合格となった場合には、受験者から申請があれば、各種合格証明書類、乗船履歴証明関係書類、提出済試験手数料の一部（下記参照）等を返却しますので、当該試験の総合合格発表日以降、当課窓口に裏面の「書類の返却申請書」を提出してください。

郵送での返却を希望される方は、返信用封筒に住所氏名を記載し、返信用切手を貼り付けのうえ提出してください（返却申請書は任意書式でも結構です。返信用切手は簡易書留料金としてください）。

なお、下記により手数料の一部が返却となる場合は、申請書の提出がなくても海技士試験終了後当課より郵送にて返却することがあります。

（返却の対象となる方で試験申請時以降住所変更された場合は、変更後の住所を当課あてお知らせ願います。）

〈提出済試験手数料の一部返却〉

■一～五級海技士（航海）（機関）の場合

	筆記試験手数料	身体検査手数料	口述試験手数料
筆記・身体・口述試験を申請	返却不可	筆記不成立・不合格の場合のみ返却	筆記又は身体不成立・不合格の場合のみ返却
身体・口述試験を申請	—	返却不可	身体不成立・不合格の場合のみ返却
口述試験を申請	—	—	返却不可
筆記試験のみを申請（則36条、則38条の2）	返却不可	—	—

■六級海技士（航海）（機関）の場合

	筆記試験手数料	身体検査手数料	口述試験手数料
身体・筆記試験を申請	身体不成立・不合格の場合のみ返却	返却不可	—
筆記試験のみを申請（則36条）	返却不可	—	—
則36条受験により筆記試験に合格した後、乗船履歴を有し、身体・口述試験を申請	—	返却不可	身体不成立・不合格の場合のみ返却

■海技士（通信）（電子通信）の場合

	筆記試験手数料	身体検査手数料	口述試験手数料
身体・筆記試験を申請	身体不成立・不合格の場合のみ返却	返却不可	—

〈備考〉

（1）則36条（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第36条）

必要な乗船履歴を有さず、筆記試験のみを受験する場合（則36条受験の場合は、六級海技士の資格であっても筆記試験合格後、乗船履歴を有した後に口述試験受験が必要となるが、必要な乗船履歴を有した時点で通常どおり身体検査と筆記試験の受験を選択することも可能。この場合は、則36条での筆記合格による試験省略はできない）。

（2）則38条の2（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第38条の2）

受験する資格種別の試験と併せて上級の資格の筆記試験を受験する場合（例：四級海技士＋三級海技士（筆記のみ）＋二級海技士（筆記のみ）受験など）。

書類の返却申請書

令和 年 月 日

北海道運輸局 船員労働環境・海技資格課担当官 様

フリガナ

申請者：_____（自署又は押印）

現住所：_____

生年月日：大正・昭和・平成_____年_____月_____日

返却申請書類を提出した試験：令和_____年_____月 定期 ・ 臨時

・ 試験 I D：_____

・ 資格種別：_____

・ 受験番号：_____

（↓該当する番号等を○で囲むこと。）

上記試験申請で北海道運輸局に提出した下記の書類を（令和 年 月 （ 定期・臨時 ）
試験申請（ 試験地：北海道・その他 ））で使いたいので

- 1 返却願います。（郵送返却希望の場合は郵送料相当額の郵便切手を同封のこと）
- 2 返却書類扱いとして、今回の受験申請に転用願います。（試験地北海道の場合のみ）

■返却申請書類名（↓返却又は転用する書類の番号等を○で囲むこと。）

- 1 海技士身体検査合格証明書（有効期間：検査合格日から1年以内の申請）
- 2 海技士身体検査証明書（有効期間：検査日が試験開始日前6月以内のもの）
- 3 筆記試験合格証明書（有効期間：合格日が試験開始日前15年以内のもの）
- 4 科目免除証明書（航海・運用・法規・英語）
〃 （機関一・機関二・機関三・執務）
（有効期間：試験開始日前3年以内に受験し科目合格したもの）
- 5 住民票又は戸籍に関する証明書類（提出日前1年以内に作成されたもの）
- 6 乗船履歴に関する証明書類
- 7 原本証明書類（海技免状写・無線従事者免許証写・船舶局無線従事者証明書写）
- 8 その他（ ）

※注意：郵送返却を希望する場合は、返送用の郵便切手（簡易書留）を同封願います。